

No.	質問	回答
1	実施要領2-(5)委託料 “委託料は寄附見込み企業への働きかけに掛かる費用とする”と記載がありますが、具体的な要望や、イメージがありましたらお教えください。	寄附の獲得を目指す事業紹介用パンフレットの作成・送付等に係る費用、営業に係る旅費等、営業活動(PR活動)に必要な全ての費用を委託料に見込んでおります。
2	実施要領12-(3)-②審査ポイント 2.業務遂行能力 共同企業体の参加の場合、代表構成員だけでなく、構成員の受注実績も配点対象となりますでしょうか。	お見込みのとおり、配点対象となります。
3	今回のプロポーザル実施で実際に契約ができる受託者は1者のみでしょうか。	お見込みのとおり、1者のみとなります。
4	プレゼンテーションに関してオンラインでの対応は可能でしょうか。	今年度におけるプロポーザルでは、現地でのみの対応とさせていただきます。
5	プレゼンテーション実施が現地でのみの場合、開催日時の希望を考慮いただくことは可能でしょうか。(公共交通機関等の都合による)	公平性の観点から、開催日時の希望ならびに変更はお受けできません。
6	プレゼンテーション実施時、パワーポイントを使用せず、お送りした提案書での説明は可能でしょうか。	パワーポイントを使用せずに提案書での説明は可能です。
7	仕様書3 寄附見込み企業を根拠を添え、リストアップとありますが、寄附見込み企業のリスト提出は必要ですか。 寄附見込み企業のリスト提出が必要となった際、根拠の提出も必要でしょうか。 ノウハウ(企業秘密)に関わる部分もあり、できれば開示させていただきたくないと考えております。	リスト提出は必要です。リストの裏付けとして根拠の提出も必要となります。ノウハウ(企業秘密)に当たる部分につきましては、外部への情報開示はいたしません。
8	これまで貴庁へご紹介した企業版ふるさと納税ご寄附企業様から再度お声かけを行い、ご寄附を頂いた際、委託料対象の案件として取り扱っていただけますでしょうか。	委託料対象案件として取り扱いできます。
9	契約となった際、自社の契約書ひな形に対応いただけますでしょうか。	受託事業者となった場合、契約に向けて契約書等の協議を行います。
10	契約となった際、仕様書の内容に関して協議・変更は可能ですか。	受託事業者となった場合、契約に向けて仕様書等の協議を行います。
11	委託料に関して 1,320,000円はパンフレット印刷費など“実費”に対していただけるものになりますでしょうか。 それとも業務全般に対する委託料という認識となりますでしょうか。 後者の場合、委託料1,320,000円+成功報酬〇%という理解でよろしいでしょうか。	仕様書 5委託料等 に記載がある通り、成果報酬としての支払いとなりますため、業務全般に対する委託料となります。 このため、委託料率を20%と仮定し、1,000,000円の寄附獲得となった場合、 $1,000,000円 \times 20\% = 200,000円$ $200,000円 \times 1.10(消費税等) = 220,000円$ のお支払いとなります。
12	見積書について 「成果報酬割合及び、その積算根拠がわかるように内訳を記載すること」と記載がありますが、成果報酬20%とした場合、この20%に対しての積算根拠のご提示が必要ということでしょうか。	お見込みのとおりです。